第　４　回

八丁平土地対策に関する
住民説明会
第2部（汚染対策）

平成26年8月27日
室　蘭　市

第4回 住民説明会
（汚染対策）の内容

１　南公園、隣接市有地の土壌汚染対策法に基づく第14条申請について

２　企業埋立地に面する民有地調査の結果

３　南公園・隣接市有地に面する民有地調査の結果

４　今後のスケジュール

５　企業所有地の土壌汚染対策工事

1　南公園、隣接市有地の土壌汚染対策法に基づく第14条申請について

自主調査により土壌汚染が判明したため、北海道へ土壌汚染対策法に基づく区域指定の申請を行いました。

申請の範囲
八丁平南公園・隣接市有地・緑道1号通線の一部・緑道2号通線の一部

1　南公園、隣接市有地の土壌汚染対策法に基づく第14条申請について

地歴調査、土壌調査により汚染原因と申請範囲を確定

↓

市から道へ　申　請　（平成26年7月18日）

↓

道から　区域指定　（平成26年9月中旬頃）

↓

含有量基準超過
「要措置区域」に指定

↓

道から　措置方法を指示
（盛土等の封じ込めが基本）

↓

対策工事の実施・南公園の再整備

↓

「形質変更時要届出区域」に指定

↓

溶出量基準超過
「形質変更時要届出区域」に指定

↓

南公園再開、隣接市有地の利用開始　（平成28年春予定）

2 企業埋立地に面する民有地調査の結果

■ 八丁平南公園・隣接市有地の周辺民有地等土壌調査報告

八丁平南公園・隣接市有地等の周辺民有地の土壌調査をH26．3末～H26．5下旬に行った結果、鉛の含有量基準を超過した民有地があった。（第3回住民説明会で説明済み）

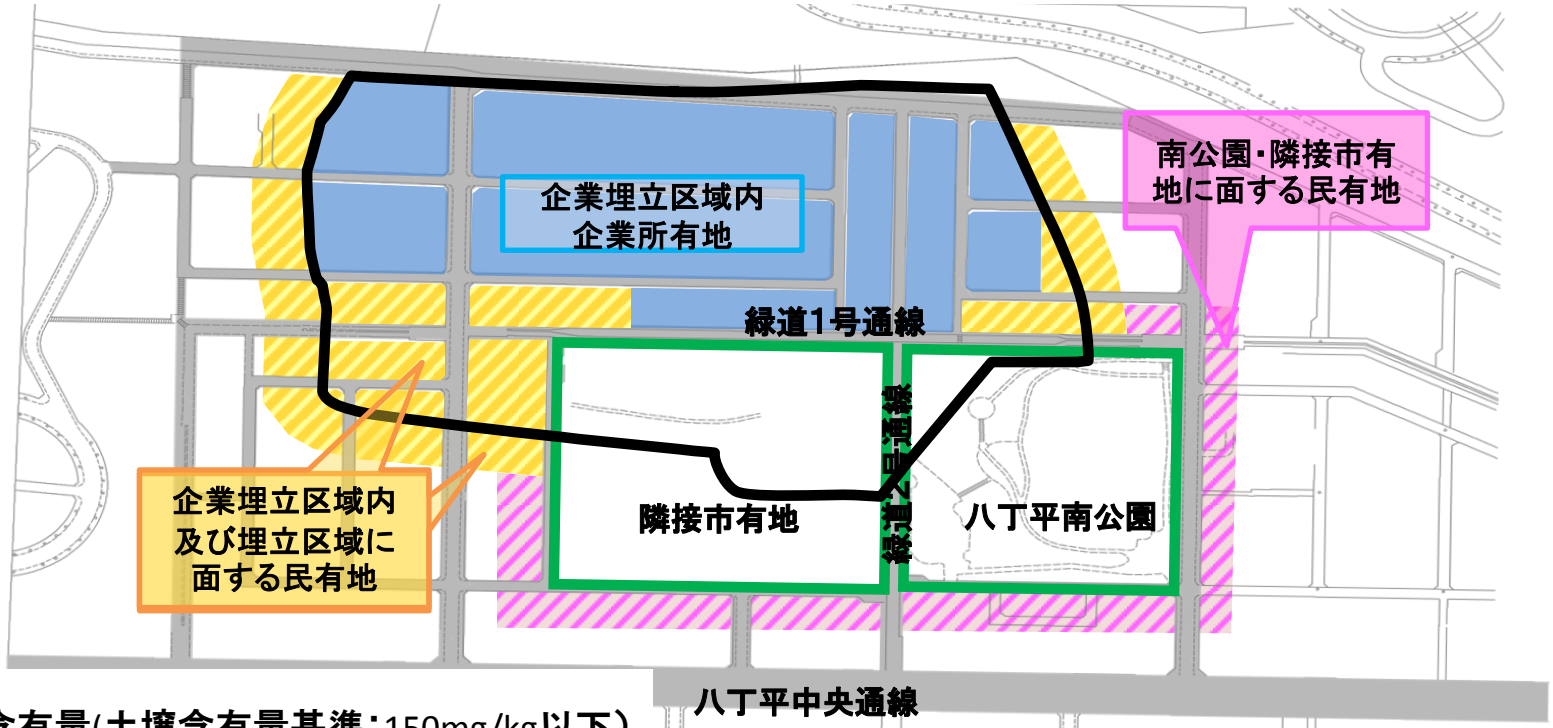

鉛含有量(土壌含有量基準：150mg/kg以下）

調査区域	調査件数	うち基準内件数	うち基準超過件数
企業埋立区域内及び埋立区域に面する民有地	60件	52件	8件
南公園・隣接市有地に面 する民有地	42件	40件	2件
合　　計	102件	92件	10件

2　企業埋立地に面する民有地調査の結果（調査目的）

〇追加調査の目的
企業埋立地に面する民有地で土壌基準を超過した箇所周辺の土壌調査を行い、汚染の範囲及び原因を特定する。

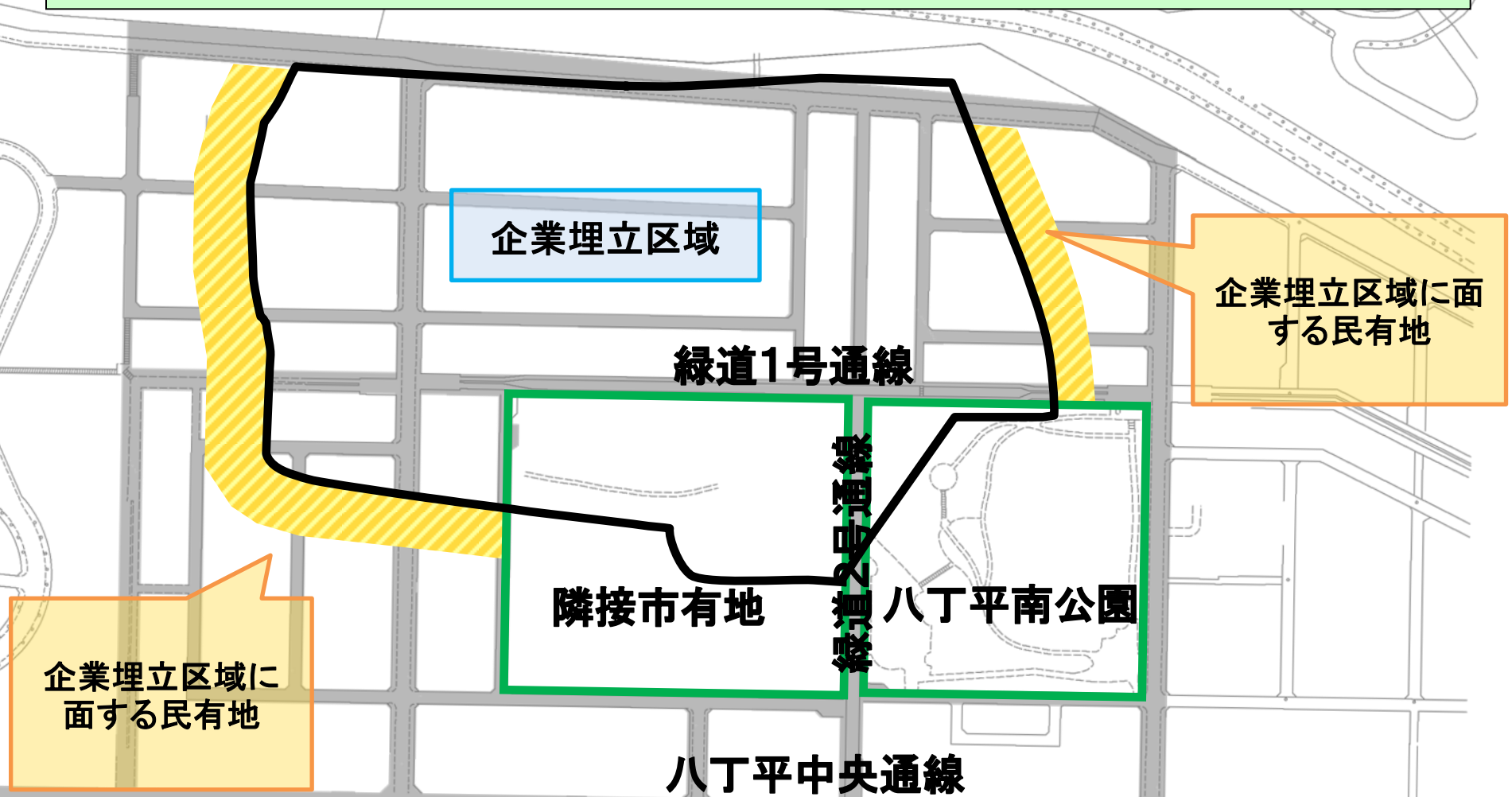

2 企業埋立地に面する民有地調査の結果（調査手順）

○調査手順

① 企業埋立地に隣接する民有地の地歴を空中写真及び道路工事記録等から調査

↓

② 土壌基準を超過した企業埋立地に面する民有地の土壌を蛍光X線分析し、汚染土壌の由来を調査

↓

③ 企業埋立地に面する民有地に接する周辺民有地の土壌調査を実施し汚染の範囲を調査
（鉛、ヒ素の土壌含有量を分析）

2 企業埋立地に面する民有地調査の結果（調査手順）

民有地調査のイメージ

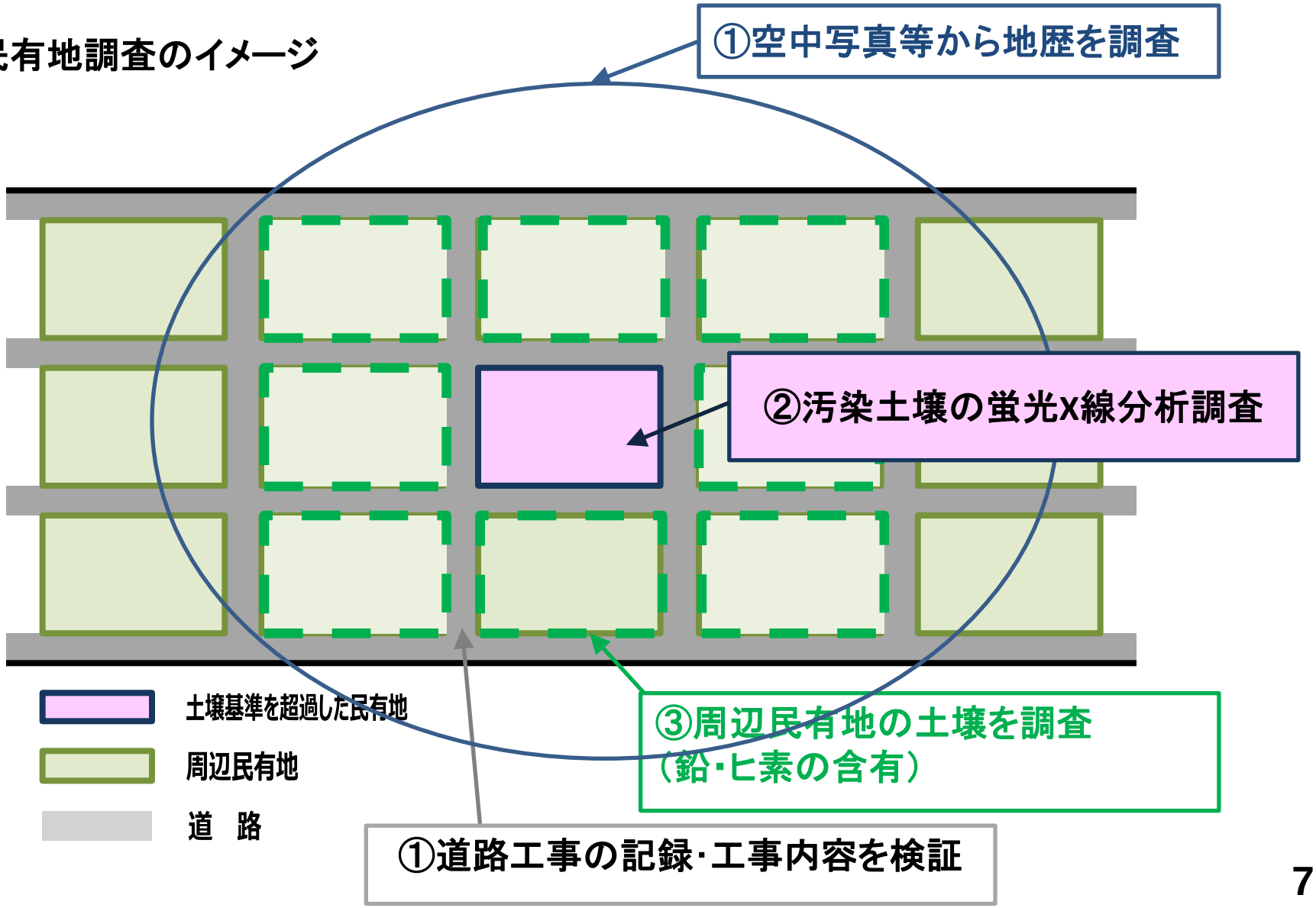

2 企業埋立地に面する民有地調査の結果（土壌調査）

○土壌調査の結果

企業埋立地に面する民有地の蛍光X線分析調査の結果

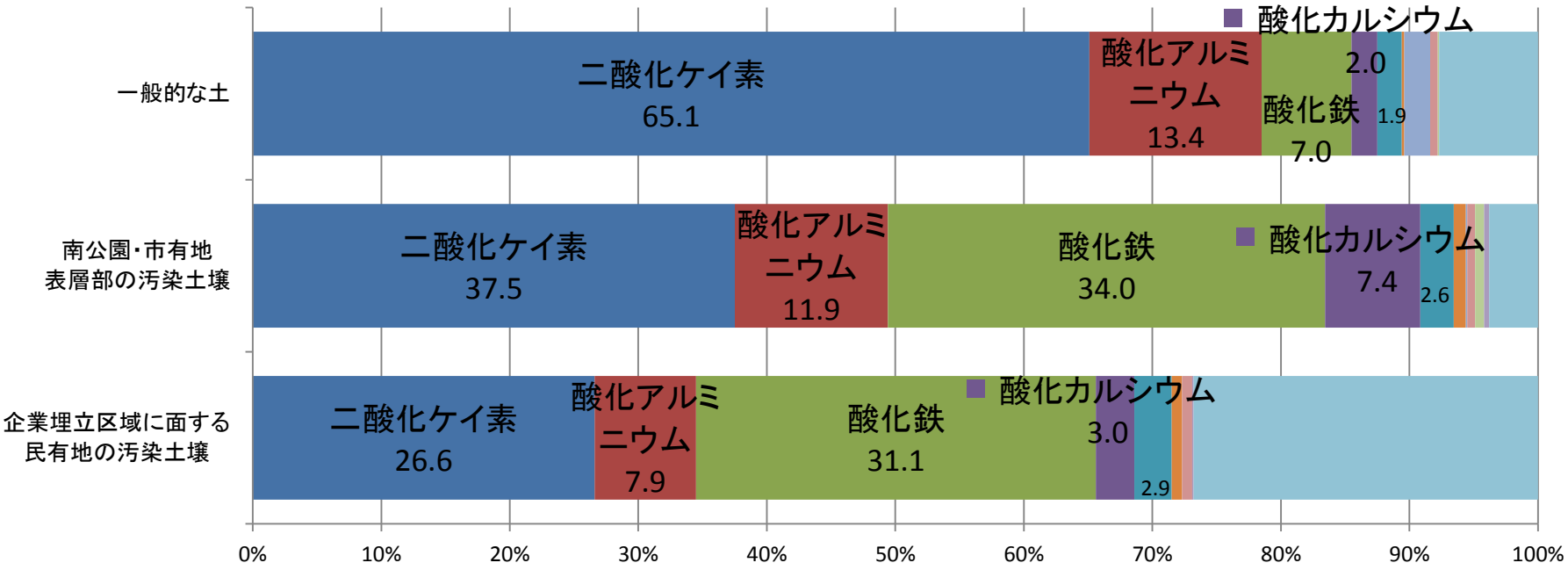

企業埋立地に面する民有地に接する周辺民有地の鉛・ヒ素の含有量の調査結果

調査物質	鉛（150mg/kg）	ヒ素（150mg/kg）
土壌含有量	すべて基準値以下	すべて基準値以下

2 企業埋立地に面する民有地調査の結果（結論）

[企業埋立地に面する民有地の土壌汚染の原因]

① 民有地の汚染土壌を蛍光X線分析調査したところ、南公園の汚染土壌と同様の成分結果が得られたことから、同一の汚染土壌と考えられる。
② 過去の道路工事記録及び工事内容を検証した結果、民有地周辺の道路整備に伴い、民有地が窪地化したことから、道路路床部の崩壊防止のため、埋立地内の道路整備に伴う掘削土砂を移動し、民有地に盛土を行った可能性が考えられる。

[企業埋立地に面する民有地の土壌汚染の範囲]

① 汚染原因の可能性のある民有地の盛土について、道路工事記録及び空中写真から、範囲は限定される。
② 基準を超過した箇所周辺の土壌調査を行った結果、基準超過の土壌は確認されなかったことから、企業埋立地に面する民有地の汚染の範囲は、埋立地内の道路整備に伴う掘削土砂を移動し、盛土を行った可能性のある範囲に限定される。

2　企業埋立地に面する民有地調査の結果

■企業埋立地及び企業埋立地に面する民有地の汚染対策の基本方針について

国は「**汚染原因者が不明又は不存在**」であり、「**要措置区域に指定**」された場合などに都道府県の助成と合わせ対策費用の**助成制度（最大3/4補助）を設けている。**

しかし、要措置区域に指定すると、汚染箇所の公表や土地形状の変更に規制が伴うほか、**北海道は制度を設けていない。**

国の助成
対象外

市が土壌汚染に係った可能性のある民有地に対し、国の制度を参考に、汚染対策に対する助成制度を土地所有者および議会と協議し検討する。

3　南公園・隣接市有地に面する民有地調査の結果（調査目的）

〇追加調査の目的
南公園・隣接市有地に面する民有地で土壌基準を超過した原因を確認する。

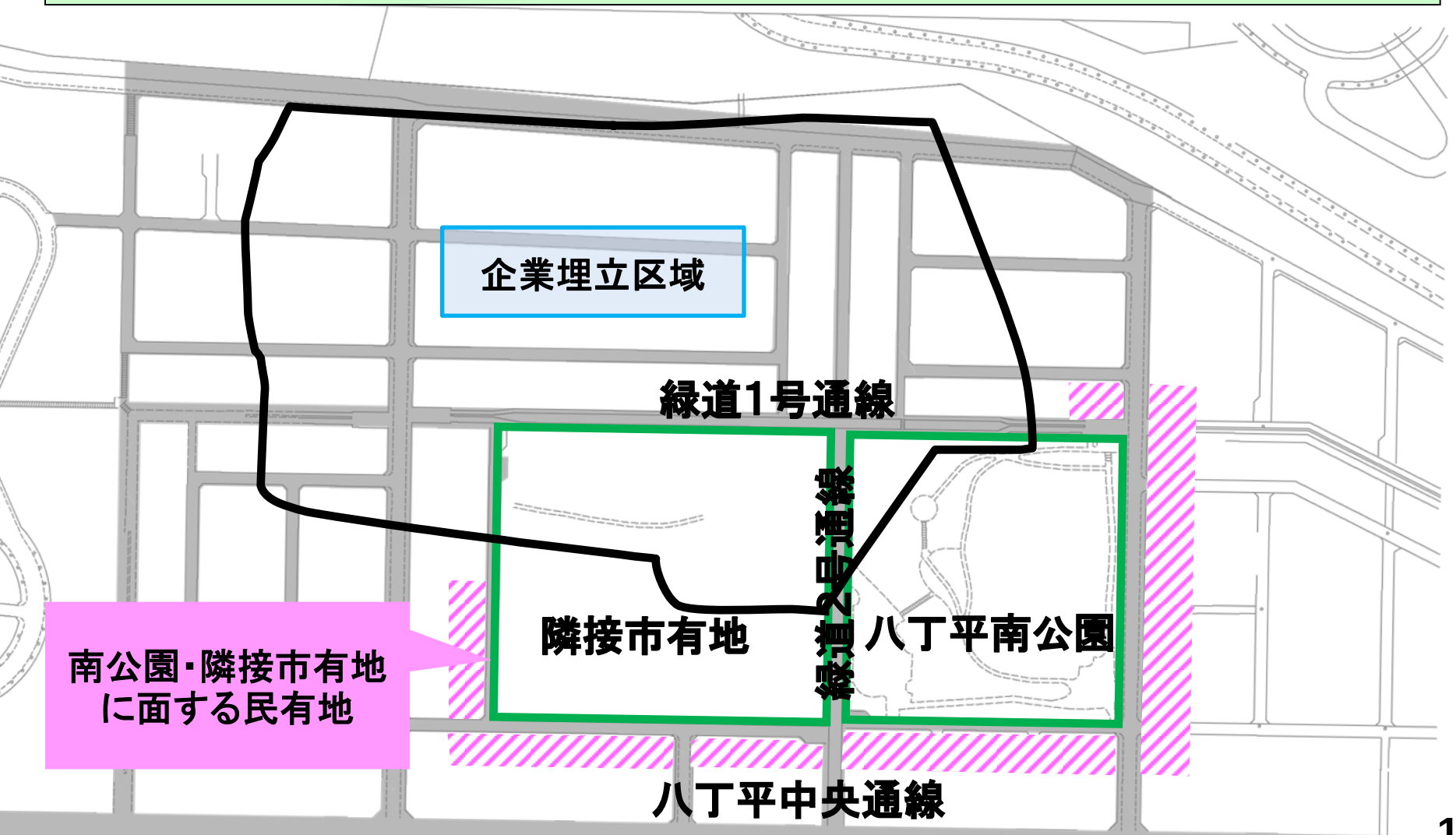

3　南公園・隣接市有地に面する民有地調査の結果（結論）

○調査手順

南公園・隣接市有地に面する民有地の地歴を土地所有の履歴、地形図、空中写真等から調査した。

○調査結果

① 区画整理事業開始前に盛土が行われたと考えられるが、盛土行為者及び盛土の時期が特定できない。

② 土地所有の履歴から、区画整理事業前から個人所有であった土地である。

③ 区画整理事業の仮換地指定においては、現地換地を基本としており、従前の土地からの移動が行われていない。

④ 区画整理事業に伴う道路整備等での土地形状の変更は行われていない。

○結論

南公園・隣接市有地に面する民有地の土壌汚染は、区画整理開始前に行われた盛土が原因と考えられ、区画整理事業との関連がないことから、今後、土壌調査や汚染対策を実施する場合は、土地所有者が実施することが基本。

4 今後のスケジュール ①

■企業埋立地及び埋立地に面する民有地の汚染対策

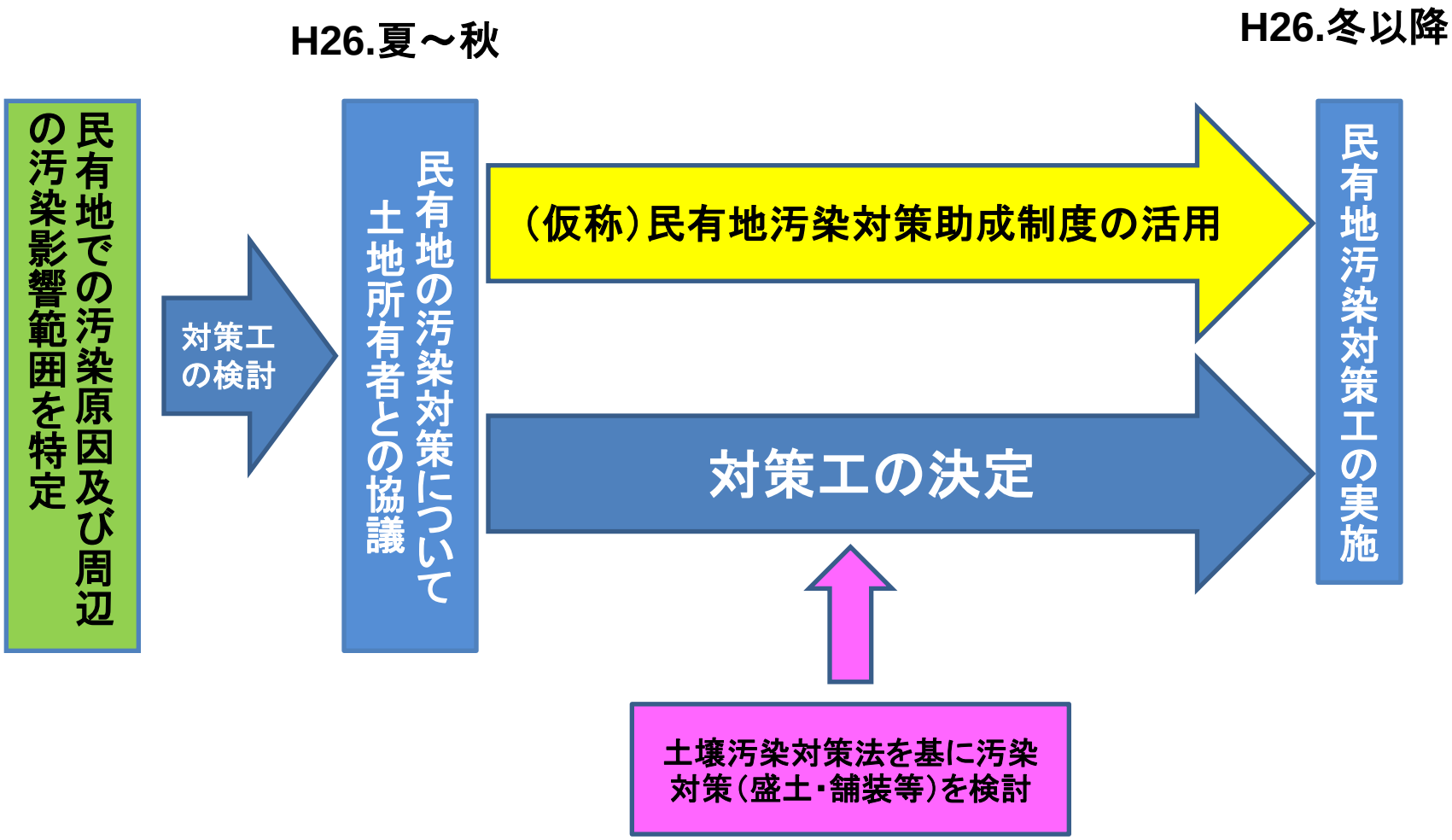

4 今後のスケジュール ②

■南公園・隣接市有地の汚染対策

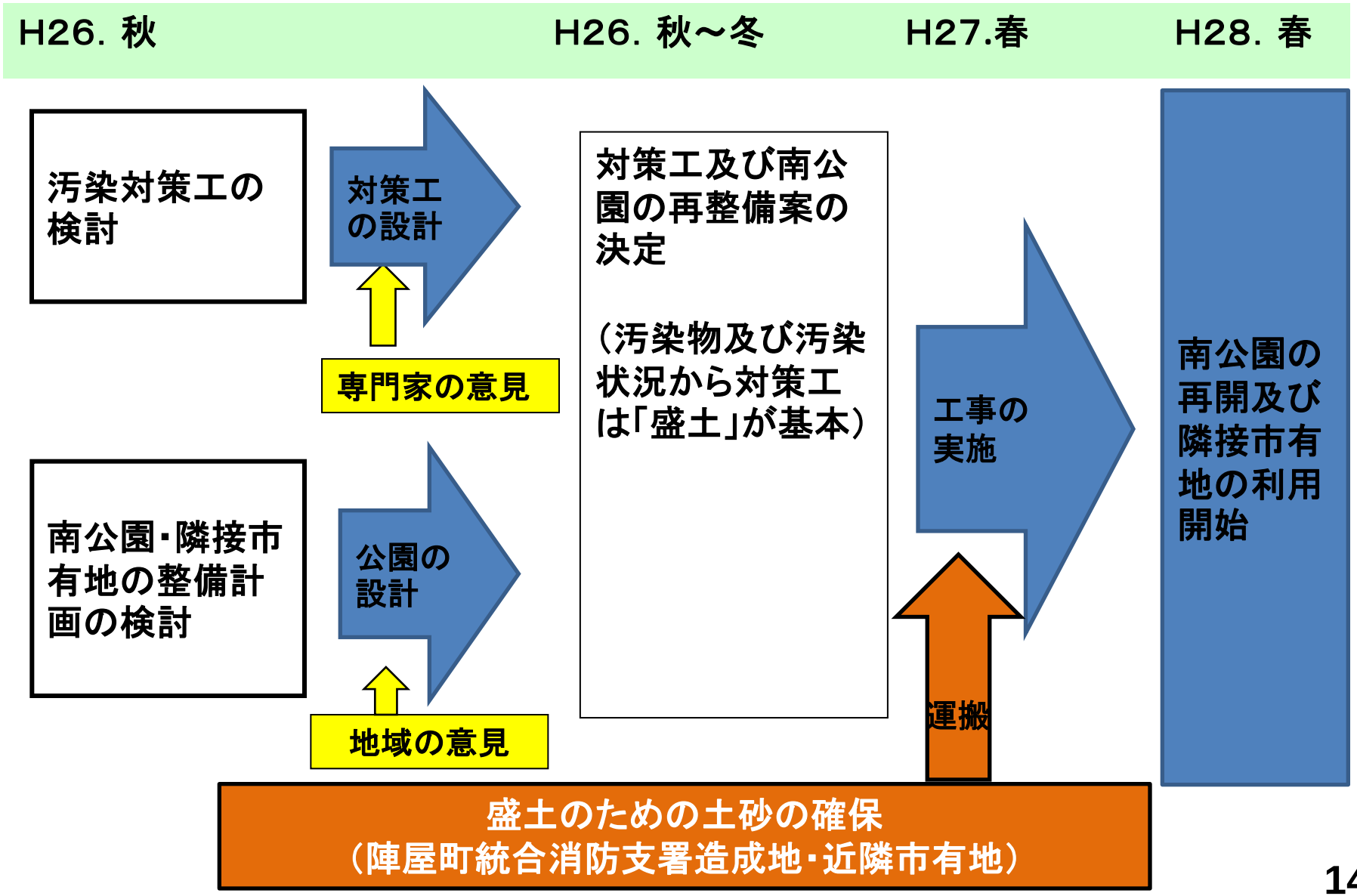

4　今後のスケジュール　③
■全体スケジュール

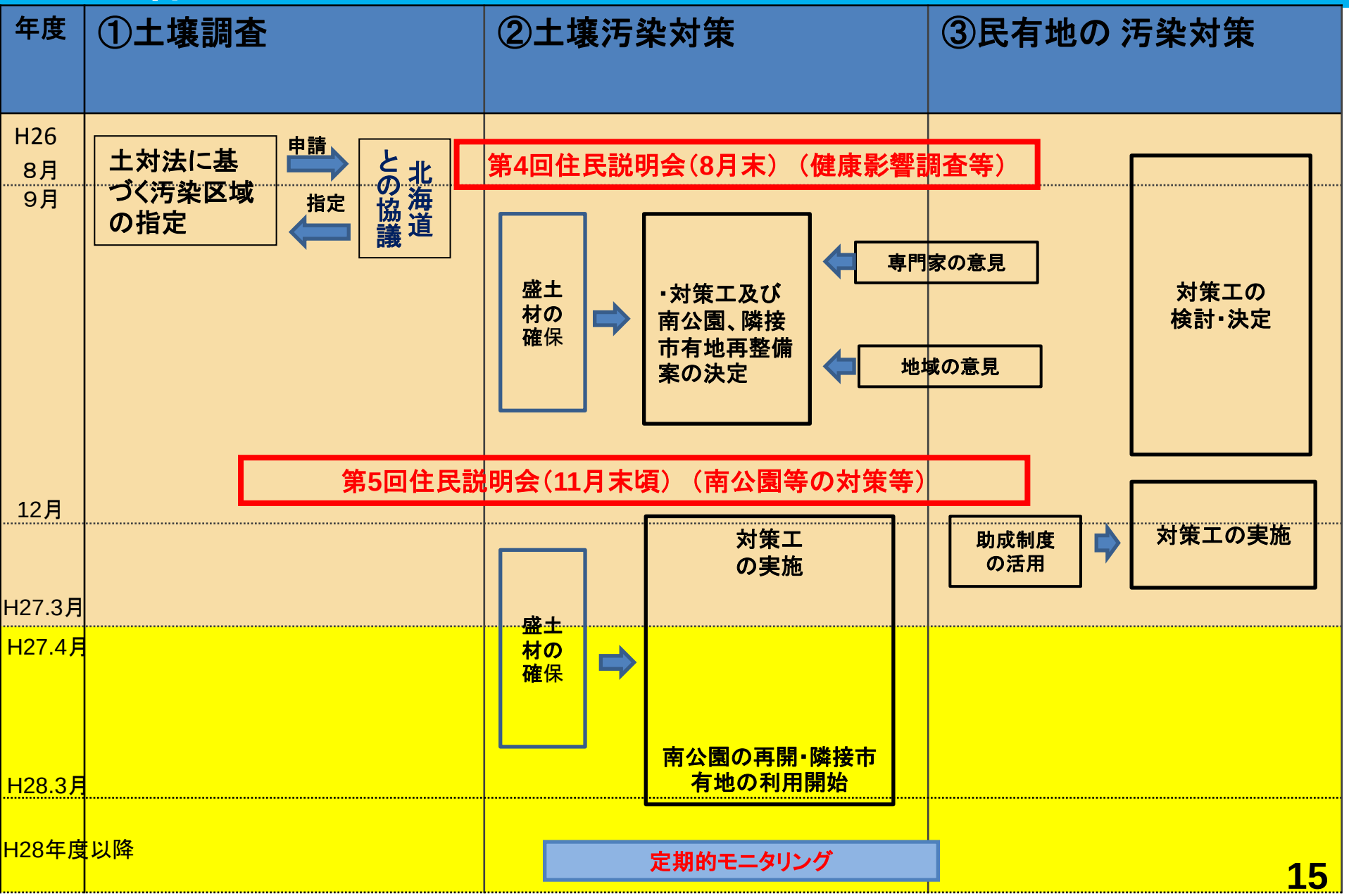

5 企業所有地の土壌汚染対策工事
■対策工事区域

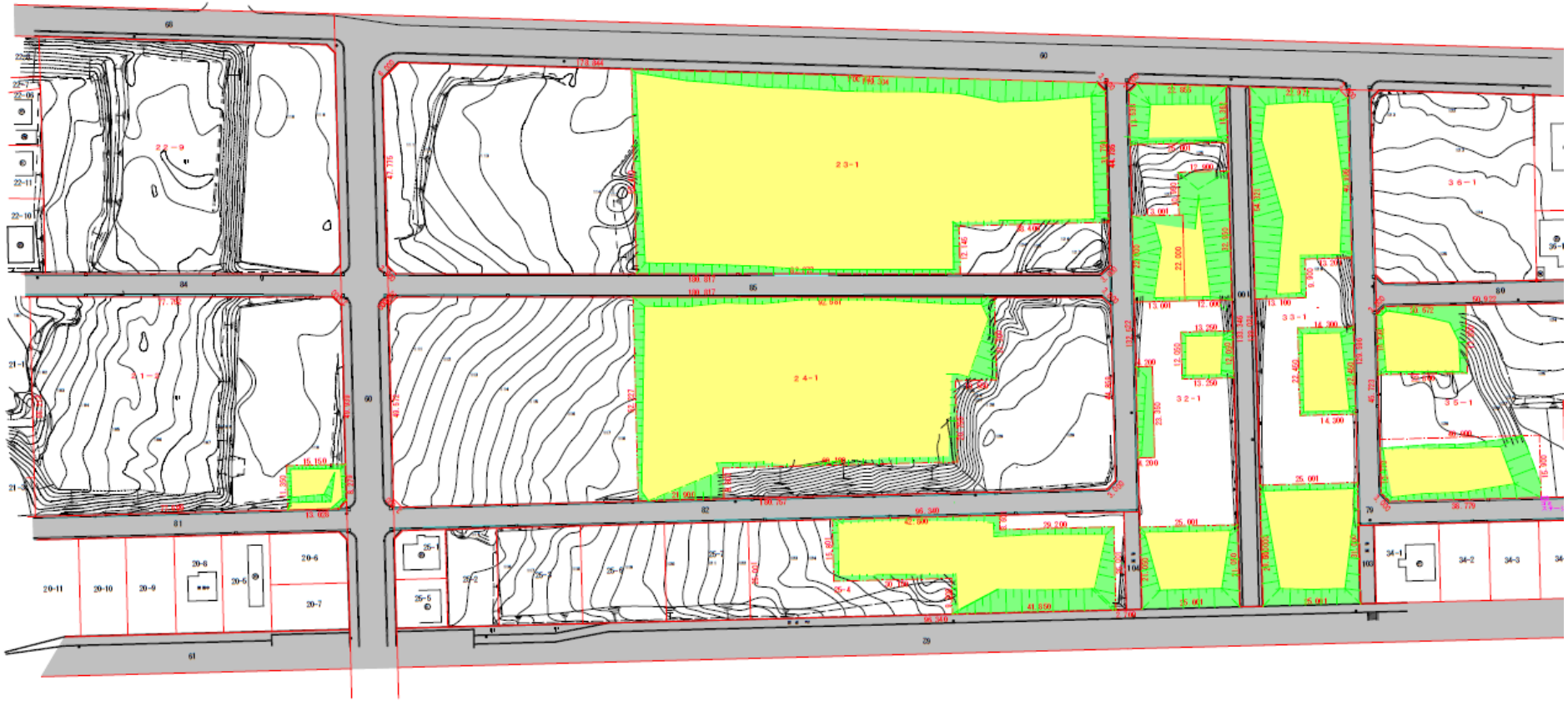

盛土法面（掘削、盛土）

盛土地盤（盛土のみ）

5 企業所有地の土壌汚染対策工事
■今後のスケジュール

造成面積：約1.6ha（工事都合による造成部含む）

使用土砂：来馬川、幌別ポンプ場の浚渫土
（土壌環境基準値は全て合格）

工期　　：　造成工事　9月末完成目標

法面芝張　10月末完成目標

お問い合わせ先

［土地対策関係］

八丁平土地対策本部市民相談窓口

電話：　0143-50-5100

FAX：　0143-24-1063

［健康影響調査関係］

室蘭市保健福祉部健康推進課

電話：　0143-45-6610

FAX：　0143-43-4325